

平成 18・11・17 関東産保第 7 号

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

関東液化石油ガス協議会
会長 清水 宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長
日 高 俊 備



液化石油ガス設備士講習の一部免除証明の適正化について

上記の件について、原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、別紙(NISA-278b-06-10)のとおり再発防止のため注意喚起を行いました。

つきましては、貴協議会の会員に周知されるようお願いいたします。

経済産業省

平成18・11・08原院第5号

平成18年11月10日

液化石油ガス設備士講習の一部免除証明の適正化について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-06-



今般、中部近畿産業保安監督部所管の液化石油ガス販売事業者が、自社の従業員13名が「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の4第2項の規定により高圧ガス保安協会が実施する液化石油ガス設備士講習の受講を申し込むに当たり、虚偽の経験証明をしたことが判明しました。

具体的には、受講者が1年以上の液化石油ガス設備工事の作業に関する経験を有している場合に、受講時間が短縮される液化石油ガス設備士講習（以下「第2種講習」という。）について、実際には、1年以上の作業経験がない者に関してこれを有している旨の経験証明をしたものです。

本件は、同法施行規則第92条の規定に基づき受講基準を定めた「液化石油ガス設備士講習規程を定めた告示」第3条に適合しない不適正な行為であり、中部近畿産業保安監督部は、当該販売事業者に対し嚴重注意を与えるとともに、改善及び再発防止に関する措置を実施するよう指示したところです。

ついては、今後、液化石油ガス設備士講習の受講に当たり、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、受講基準に該当しない不適正な証明がなされないよう注意喚起するとともに、下記の措置を取るよう求めることとします。

記

自社の従業員が第2種講習の受講を申請するに際し、同従業員が同講習の受講資格要件である1年以上の液化石油ガス設備工事の作業に関する経験を有しているか十分に確認した上で、経験証明を行うこと。